

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成31年1月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800150 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800054 号

第 1 結論

請求期間②について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 4 年 12 月 31 日から平成 5 年 5 月 1 日に訂正し、平成 4 年 12 月から平成 5 年 4 月までの標準報酬月額を 34 万円とすることが必要である。

平成 4 年 12 月 31 日から平成 5 年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 4 年 12 月 31 日から平成 5 年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

請求期間③について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 6 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

平成 6 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 6 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月 9 日から昭和 57 年 12 月 10 日まで
② 平成 4 年 12 月 31 日から平成 5 年 6 月 1 日まで
③ 平成 6 年 3 月 31 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 8 月 9 日から昭和 59 年 12 月 30 日まで、C 社が経営する「D」に勤務した。途中で、同社の関連会社である E 社が経営する「F」等にも勤務したが、請求期間①に係る年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。な

お、C社に勤務した期間の一部について、同社の関連会社で厚生年金保険の加入記録があるため、同社の関連会社でも調査をしてほしい。

また、平成3年11月から平成6年4月まで、人材派遣会社であるA社からGの関連会社に派遣されていた（途中から派遣元の会社がB社に変更）が、当該期間のうち、請求期間②及び③について、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②について、雇用保険記録から、請求者は、A社に平成3年10月9日から平成5年6月30日まで勤務していたことが確認できる上、請求者が提出した同社に係る給与支給明細書等から、給与は翌月支給であり、保険料は翌月控除であったと推認できることから、請求期間②のうち、平成4年12月31日から平成5年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②のうち、平成4年12月31日から平成5年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記明細書により確認できる標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額から、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は全喪しており、請求期間②当時の事業主も既に死亡していることから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②のうち、平成5年5月1日から同年6月1日までの期間については、上記明細書により、当該期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により請求者の請求期間②のうち、平成5年5月1日から同年6月1日までの期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険

事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間③について、雇用保険記録から、請求者は、B社に平成5年7月1日から平成6年3月31日まで勤務していたことが確認できる上、請求者が提出した同社に係る給与支給明細書等から、給与は翌月支給であり、保険料は翌月控除であったと推認できることから、請求期間③のうち、平成6年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

したがって、請求期間③のうち、平成6年3月31日から同年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成6年3月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を平成6年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年3月31日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成6年3月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間③のうち、平成6年4月1日から同年5月1日までの期間については、上記雇用保険記録から当該期間に係る勤務は確認できない上、上記明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により請求者の請求期間③のうち、平成6年4月1日から同年5月1日までの期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間①について、請求者は、辞令書を所持しており、勤務期間の特定はできないが、C社及びE社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は昭和 62 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①当時は適用事業所ではなかったこと、及びE社は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、請求者がC社に勤務していた期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できるH社は、昭和 57 年 12 月 10 日から適用事業所となっており、請求者が同僚として名前を挙げた者のうち、同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できた 25 名の年金記録を確認したところ、請求期間①にC社及び同社の関連会社で厚生年金保険に加入している者は確認できない。

さらに、C社の後継事業所であるI社は、「Dをはじめとする*事業を行った関係会社は既に解散しており、当社に情報は無い。」旨を回答しており、請求者の請求期間①当時の保険料控除について確認することはできない上、上記同僚のうち、連絡先が確認できた16名に照会し11名から回答があったが、当該回答からは、請求者の請求期間①に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたと推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により請求者の請求期間①に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800140 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800055 号

第 1 結論

請求者の A 事業所 B 部 C 課（現在は、A 事業所 B 部 D 課）における船員保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 55 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

昭和 55 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主（船舶所有者）は、請求者に係る昭和 55 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 11 月 8 日に A 事業所 B 部 C 課の臨時職員として雇われ、同事業所の船に乗り組んだ。その後、昭和 55 年 6 月 1 日付けで同課の正規職員となり、同じ職場で現在まで継続して勤務している。

臨時職員としての勤務は昭和 55 年 5 月 31 日までであったことから、船員保険被保険者資格の喪失年月日は同年 6 月 1 日とされるはずであるが、同年 5 月 31 日と記録されているので、調査の上、請求期間が被保険者期間となるように喪失年月日を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した職歴証明書及び勤務記録、A 事業所 E 部 F センターから提出された臨時職員台帳並びに同センターの回答により、請求者が昭和 55 年 5 月 31 日まで A 事業所 B 部 C 課に継続して勤務していたことが認められる。

そして、A 事業所 E 部 F センターは、「当時の資料が残っておらず、請求者の請求期間に係る船員保険料を控除したか不明であるが、勤務も継続しており、当該期間に係る船員保険料 1 か月分だけを控除しないという事情は考えられない。」旨の回答をしていることから判断すると、請求者は、請求期間に係る船員保険料を事業主（船舶

所有者)により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係る船員保険被保険者名簿の昭和55年4月の記録から、11万円とすることが必要である。

一方、健康保険厚生年金保険事業所記号番号索引簿の記録によると、A事業所B部C課は請求者の船員保険被保険者資格の喪失年月日と同日である昭和55年5月31日に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっており、請求期間は適用船舶所有者となっていないことが確認できるが、請求者が提出した船員手帳によると、請求者は、船舶所有者「A事業所」に昭和54年11月6日に雇い入れられ、昭和56年4月6日に雇止めとなっていることが確認でき、請求期間において当該船舶所有者に使用される船員であったことが認められることから、同課は船員保険法に定める適用船舶所有者の要件を満たしていたと認められる。

なお、請求期間に係る船員保険料の事業主(船舶所有者)による納付義務の履行については、A事業所E部Fセンターは、昭和55年5月31日から同年6月1日までの期間について、請求者の船員保険被保険者資格喪失届の提出及び保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しているが、当該期間において、A事業所B部C課は船員保険の適用船舶所有者としての要件を満たしていながら、事業主(船舶所有者)から船員保険不適用船舶所有者届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の同年5月に係る船員保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主(船舶所有者)は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800149 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1800010 号

第 1 結論

昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、夫が会社を辞めて自営となったので、A 町役場で夫婦二人の国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る夫婦二人分の保険料を納付したが、夫の納付記録はあるのに、私の納付記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、「夫と同時に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における請求者の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 57 年 9 月頃に A 町（現在は、B 市）において払い出されたと推認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われ、請求者の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年 1 月 21 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していると考えられるところ、i) 夫婦同時に国民年金の加入手続を行った場合、手帳記号番号が通常連番で払い出されるが、請求者の手帳記号番号(*)は、請求者の夫の手帳記号番号(*)とは連番になっていないこと、ii) 請求者の夫の手帳記号番号は、昭和 57 年 2 月頃に A 町で払い出されたと推認できること、iii) 請求者が所持する請求者に係る昭和 57 年度の第 1・第 2 期分の国民年金保険料納付書兼領収証書の発行年月日は同年 10 月 7 日であるが、請求者の夫に係る同納付書兼領収証書の発行年月日は同年 4 月 1 日であることが確認できることから、請求者の主張する加入時期と相違する。

また、請求者は、「請求期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付した。」と主張しているところ、請求者が所持する請求者の夫に係る昭和 57 年度国民年金保険料納付済通知書（昭和 57 年 1 月から同年 8 月 31 日までの納付分）には、保険料額

の記載が確認できるが、請求者に係る通知書には記載されていない上、上記納付書兼領収書から確認できる納付年月日は相違している。

さらに、上記の加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料は過年度保険料となることから、当該期間の保険料はA町において納付することができない上、オンライン記録によると、当該期間の保険料は未納と記録されており、保険料を遡って納付した形跡も見当たらない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800138 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800053 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 4 月 9 日から同年 10 月 11 日まで

私は、大学を卒業後、C 社に採用され、D 勤務地において、E 職として勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及び B 社（以下「F 社」という。）から提出された C 社発行の人事異動通知書から、請求者は、請求期間において D 勤務地に E 職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、F 社は、「請求期間当時、D 勤務地に勤務していた者に係る厚生年金保険の加入手続は、A 事業所（以下「G 事業所」という。）を適用事業所とし、同事業所において加入手続を行っていたが、保存期間を過ぎており、当時の資料がないため、請求者に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である。」旨を回答している。

また、F 社は、請求期間当時、E 職の社会保険手続は、各事業所ごとに本人の意向などを踏まえて柔軟に対応していた旨を回答しているところ、請求者が名前を挙げた、請求期間において G 事業所とは別の事業所が管轄する勤務地において事務を担当していた同僚は、他の事業所の厚生年金保険の取扱いは分からないが、請求期間当時、勤務する勤務地を管轄していた事業所からは、法律に基づく取扱いであったと聞いていたとしながら、E 職の加入手続は各事業所が行っており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入手続及び保険料控除については分からない旨を回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、請求者が請求期間後に初めて厚生年金保険被保険者資格

を取得（昭和 54 年 11 月 12 日）した際に払い出された記号番号であり、氏名検索を行っても請求期間当時、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、G 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、請求者の厚生年金保険の加入記録が欠落しているなどの事情も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800151 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800056 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月 1 日から平成 10 年 7 月 31 日まで
② 平成 10 年 8 月 1 日から平成 11 年 8 月 1 日まで
③ 平成 11 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

請求期間①においては両親が営んでいた A 事業所、請求期間②においては B 社、請求期間③においては C 社に勤務していたのに、勤務期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者の主張内容及び自身が提出した請求期間①当時の名刺から、期間は特定できないものの、請求者が A 事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録による事業所名称検索及び日本年金機構 D 広域事務センターにおいて事業所名簿検索システム（厚生年金保険適用事業所名簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、請求者は、「全て母親に任せていた。」と主張しているところ、請求者の母親は既に死亡しており、請求者の請求期間①における勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、当時の従業員として請求者が名前を挙げた者は、既に死亡しており、請

求者の請求期間①における勤務状況等を聴取することができない。

加えて、E市の回答から、請求者は、請求期間①において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

- 2 請求期間②について、B社から提出された平成11年1月分から同年4月分までの賃金台帳及び同社の回答から、請求者は、請求期間②のうち、平成11年1月から同年4月まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、B社も「請求者の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、オンライン記録により、B社に係る厚生年金保険被保険者記録を確認したが、請求期間②において請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

- 3 請求期間③について、C社から提出された請求者に係る平成11年分源泉徴収簿及び同社の回答から、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は平成10年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、平成17年6月1日に再度適用事業所となっていることから、請求期間③は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社は、請求期間③当時は、社会保険に加入しておらず、請求者の給与から厚生年金保険料は控除していない旨を回答している。

- 4 請求者は、請求期間①、②及び③において国民年金に加入しており、当該期間のうち昭和58年10月から昭和60年3月までの期間は、国民年金保険料の申請免除期間と記録されている。

このほか、請求者は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が各事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各事業主により請求者の請求期間①、②及び③に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたこと、この事実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800153 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800057 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 6 月 10 日から昭和 53 年 9 月 30 日まで

勤務した時期や期間についてははっきりとは覚えていないが、請求期間に、A 社に勤務していたのに、同社に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係る事業所別被保険者名簿から、請求者が名前を挙げた同僚が昭和 53 年頃に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同僚照会の結果、回答のあった者が請求者を記憶していることから判断すると、期間は特定できないものの、請求者が、昭和 53 年頃に同社に勤務していたことはいかかである。

しかしながら、請求者の A 社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、同社の元事業主に照会しても、請求者の在籍期間、雇用形態、厚生年金保険の加入状況等については不明である旨の回答をしており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求期間に A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会しても、請求者の同社における勤務期間及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる具体的な回答は得られない。

さらに、上記被保険者名簿を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。